



第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の目的

本市においては、少子高齢化の進行や市民のライフスタイルの多様化、家族や地域との「つながり」の希薄化などにより、単身高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど、市民が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野ごとの支援だけでは対応が難しくなってきています。

また、近年、豪雨や台風などの自然災害が頻発しており、「向こう三軒両隣」といった言葉に代表される、地域の「支え合い」や「助け合い」が必要とされています。

こうしたことから、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や、地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進するため、「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン(第5次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画/成年後見制度利用促進計画)」を策定します。

今期の計画では、権利擁護支援が地域共生社会の実現に向け、重要な取組であることから、「成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含して策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(1) 法的な位置付け

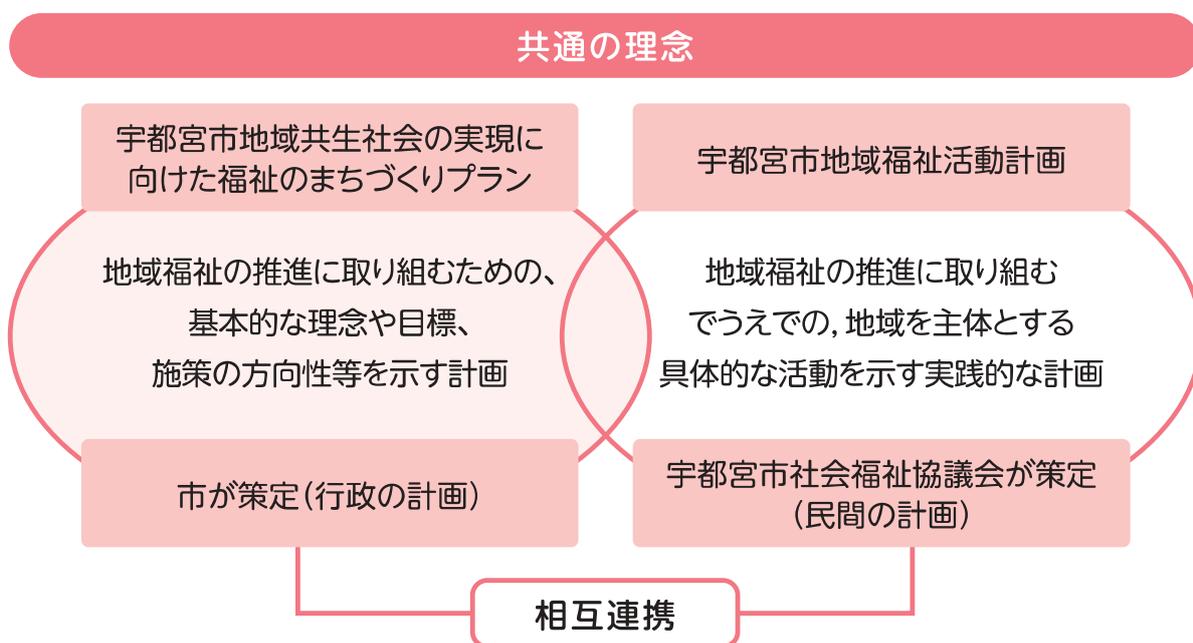
- 「社会福祉法」第107条に基づく、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「地域福祉計画」です。
- 地域共生社会の実現に向けた福祉分野の上位計画として高齢、障がい、子ども、その他の保健福祉に関する個別計画と整合性を持ち、それぞれの分野固有の施策や目標等については、分野別計画に基づいて推進し、分野別計画の一部または全部をもって本計画の一部とみなします。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進計画」を包含するものです。

(2) 他計画との関連

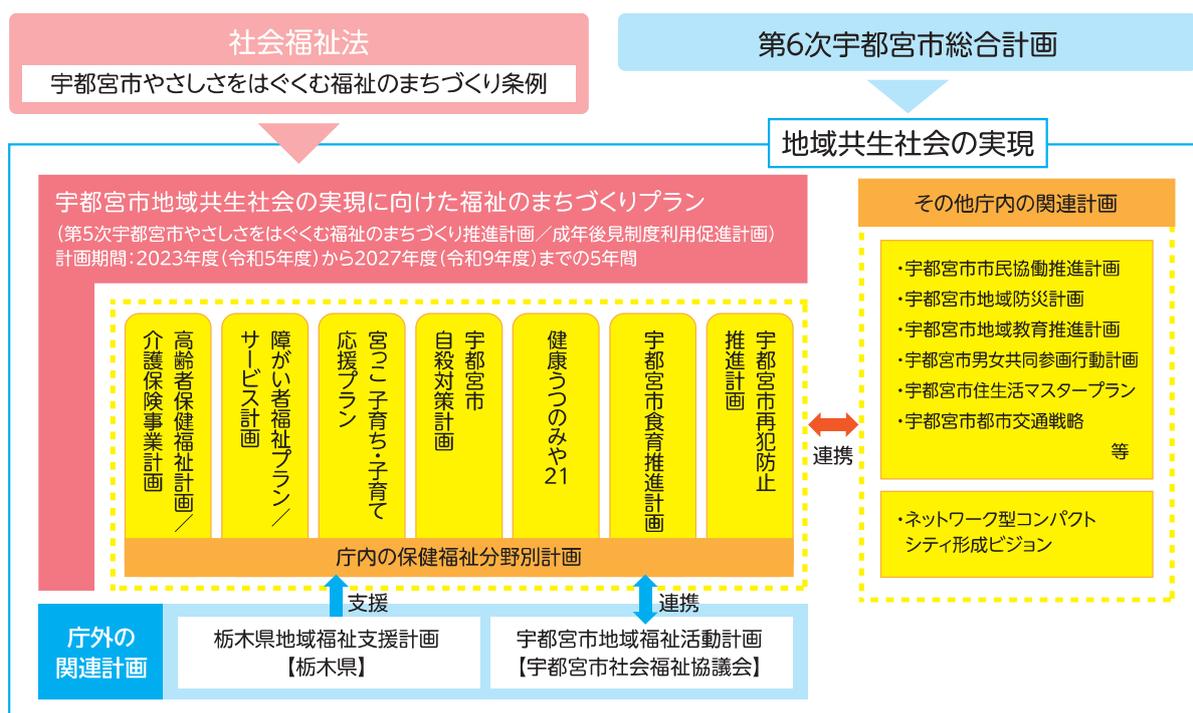
- 本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」との関係では、分野別計画の一つであり、防災や教育、生活など、その他関連分野の計画と連携するものです。

(3) 「地域福祉活動計画」との関連

- 「地域共生社会」の実現にあたっては、地域福祉の中核を担う宇都宮市社会福祉協議会との一層の連携強化が必要となります。
- 行政と宇都宮市社会福祉協議会がそれぞれの役割を分担し、それぞれの強みを生かしながら、共通の理念を持ち、目標を達成するため、両計画の相互連携を強化します。



《計画の位置付け》



(4) SDGsとの関連

SDGsの「誰一人として取り残さない」という理念は、本計画において目指すべき方向性と概ね合致していることから、本計画の推進を通して、SDGsを推進します。

本計画に関連するSDGsのゴール



《SDGsとは》

SDGs(エスディーゼーズ)とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組むとともに、本市においては、「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しています。



ロゴマーク、アイコン
(出典:国際連合広報センター)

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例について

- 「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」は、高齢者、障がい者、子どもをはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び行政の役割を明らかにし、それぞれが相互に協力・連携をして、福祉のまちづくりを推進することで、市民福祉の増進を図ることを目的に定められました。
- 条例では、福祉のまちづくりや市民福祉の増進に関する施策として、「意識の高揚」「福祉に関する教育の充実」「生涯学習の機会の確保」「情報の提供」「表彰」「健康の保持及び増進」「児童の健全育成」「就業機会の確保」「ボランティア活動への参加及び支援」、さらに、公共的施設の整備や公共交通手段及び住環境の整備などについて定めており、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条において計画の策定について規定しています。

地域福祉計画について

- 地域福祉計画は、地域住民等と連携・協働し、地域における生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策や体制などを計画的に整備していくことを内容とする計画です。
- 地域福祉の推進の理念として、社会福祉法第4条において、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図ることを目指す旨が明記されています。
- また、社会福祉法第107条において、地域福祉の推進における基本指針として地域福祉計画の策定が努力義務化され、市町村では、地域福祉に関する以下の事項を一体的に定めることが明記されています。
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

成年後見制度利用促進計画について

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活で必要となる契約手続きや金銭管理などに支障がある人を支える重要な手段です。
- 判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で日常生活を送り続けるためには、社会全体で支え合うことが課題となっていますが、成年後見制度はまだ十分に利用されていない状況です。
- 成年後見制度利用促進法第14条において、基本計画を勘案した市町村計画の策定が努力義務化され、基本計画において、市町村計画には権利擁護支援の地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下の方針を盛り込むことが望ましいと明記されています。
 - ① 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
 - ② 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
 - ③ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
 - ④ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針
- 権利擁護の支援を必要とする人に包括的な支援が行き届く、地域共生社会の実現に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するために、成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含する形で策定しました。

3 地域福祉を推進するための圏域

本市におけるまちづくりや地域での支え合いは、連合自治会39地区を基本に取り組みられています。また、行政等においては、この39地区のほか、地域包括支援センターの25か所、地域において保健福祉サービスを展開する5拠点など、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。

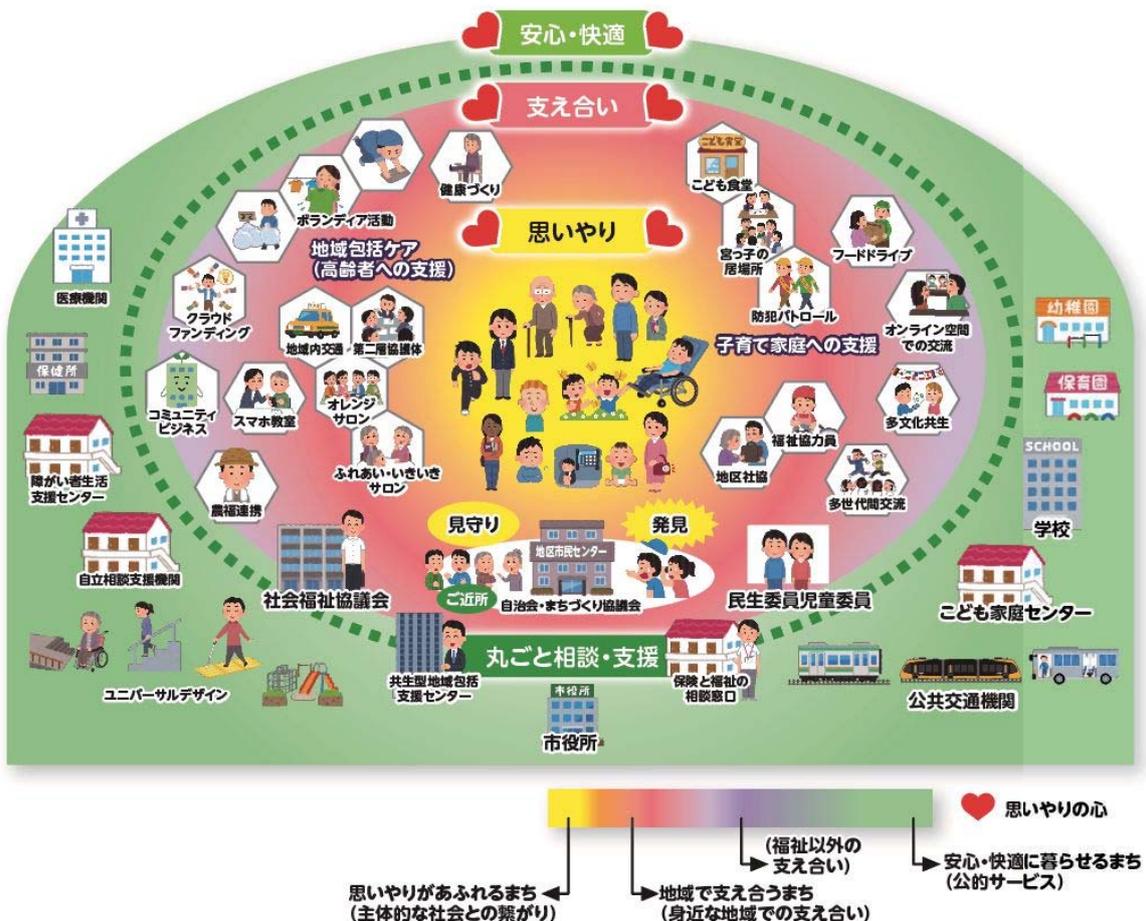
| (計画名) \ (年度) | R1 ~2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 |
|---|---------------------|--------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| 宇都宮市総合計画 | 第6次(前期) | | | | 第6次(後期) | | | | |
| 宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン (やさしさをはぐむ福祉のまちづくり推進計画/成年後見制度利用促進計画) | 第4次 | | | | 第5次 | | | | |
| 宇都宮市地域福祉活動計画 | 第4次 | | | | 第5次 | | | | |
| 宇都宮市高齢者保健福祉計画/ 宇都宮市介護保険事業計画 | 第8次/ 第7期 | 第9次/第8期 | | | | | | | |
| 宇都宮市障がい者福祉プラン | 第5次 | | | | | | | | |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 /宇都宮市障がい児福祉サービス計画 | 第5期/第1期 (H30~R2) | 第6期/第1期 (R3~R5) | | | | | | | |
| 宇都宮市「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」 | 第1次 | 第2次(前期) | | | | 第2次(後期)~R11 | | | |
| 宇都宮市自殺対策計画 | | | | | | | | | |
| 宇都宮市健康うつのみや21 | | | | | | | | | |
| 宇都宮市食育推進計画 | 第3次 | | | 第4次 | | | | | |
| 宇都宮市再犯防止推進計画 | 第3次 | 第4次 | | | | | | | |

5 計画の特徴

特徴1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

ネットワーク型コンパクトシティを基盤として、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を構築するため、「市民」、「地域」、「公共」のそれぞれの立場における「支え合い、協働」による地域福祉の推進に向けた施策体系としています。

【本市の目指す福祉のまちの姿のイメージ図】



特徴2 地域福祉施策の総合的, 重層的展開

「地域福祉」という視点から, 本計画の理念を保健福祉分野の共通理念とし, 各計画をつなぎ合わせ, 取組の方向性を示し, 施策を総合的に展開するものです。

また, 複雑化・複合化した福祉課題や, 制度のはざまの問題について, 多機関協働により, 連携して包括的な支援, 地域づくり支援・参加支援に係る事業を重層的に推進するものです。

特徴3 成年後見制度(※1)の利用促進との一体的推進

成年後見制度利用促進に係る取組と重層的な支援体制の整備は, 社会全体の支え合いにより課題に対応するという共通点を持っており, 連携することで, 「司法」を加えた効果的な権利擁護支援を行うことができることから, これらを一体的に推進するため, 本計画に「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定しました。

特徴4 地域福祉活動計画との連携強化

地域福祉の推進にあたっては, 地域における福祉事業の中核を担う宇都宮市社会福祉協議会との一層の連携が重要となります。そのため, 本計画では, 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と, 緊密な連携・協働による地域福祉の推進に向けた取組を導出しています。

※1 成年後見制度: 認知症, 知的障がい, 精神障がいなどにより判断能力が不十分なため, 日常生活で必要となる契約手続きや金銭管理などに支障がある人について, その不十分な判断能力を補い, 本人の権利が守られるようにする制度

宇都宮版「地域共生」ロゴマーク

宇都宮市では、地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら支え合える「地域共生」のまちづくりを市民や団体の皆さんと進めるため、みんなで作る「地域共生」を多くの方に知っていただき、身近に感じていただけるよう、「地域共生」のイメージを伝えるオリジナルのロゴマークを募集し、一般投票により決定しました。

●ロゴマークデザインの募集

募集内容：「地域共生社会」をイメージしたキャッチコピーを添えたマーク

募集期間：令和4年7月1日～令和4年8月19日

応募資格：宇都宮市内に在住、在勤または在学の方

●一般投票

実施期間：令和4年9月1日～令和4年9月19日

回答方式：Web投票(4つのデザイン案から1つを選択)



たはら ゆかり
宇都宮市在住 田原 由香里さんの作品

作品タイトル「支え合う芽、みんなで育てて大木に」

「地域共生」に向けたひとつひとつの取組を芽に見立て、一人ひとりが当事者意識を持って支え合うことで、大きな木になるようデザインされました。